

その他生活のこと

1 生活保護

生活保護は、家計を支えていた人が病気や失業で収入がなくなったり、働いていても収入が少なく生活が維持できないときなどに、その家庭の状況に応じて、必要な保護を行って最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための制度です。

厚生労働大臣の定める保護基準に基づいた最低生活費よりも世帯の収入が少ない場合、その不足分が支給されます。

生活保護には、生活・住宅・教育・医療など8種類の扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が行われます。

申請・問合せ

- 福祉事務所 生活支援課 電話 21-3285
- 福祉事務所 湯川福祉課 電話 57-6170
- 福祉事務所 亀田福祉課 電話 45-5483

2 生活困窮者自立支援制度

函館市内在住で、さまざまな理由により生活に困っている方々の相談をお受けしています。

① 自立相談支援事業

支援員が相談内容に基づき、相談者が抱える課題等を整理しながら、具体的な支援プランを作成し、就労支援や各種制度の活用についてアドバイスを行います。

② 住居確保給付金

離職などにより住居を失った、または失うおそれがある方に、住居を整えた上で安定した仕事に就くことができるよう、一定期間、家賃相当額を支給します。

③ 中学生学習支援等事業

経済的な事情等により学習塾に通えない市内の中学生を対象に、高校進学のための週一回の学習支援や居場所の提供、子どもの将来の社会的自立を推進する取り組みを実施しています。事業の詳細については、ホームページをご参照ください。

申請・問合せ

- ①自立相談支援事業 および ②住居確保給付金
令和4年4月から、地域包括支援センターへ自立相談支援事業を委託しています。
お住まいの地区の地域包括支援センターへご連絡をお願いします。(P39参照)
- ③中学生学習支援等事業
保健福祉部地域包括ケア推進課福祉拠点担当 電話 21-3090

3 公 営 住 宅

住宅に困っている方のために、収入に応じた家賃で抽選により入居できる公営住宅（市営・道営）があります。

市営住宅については、母子世帯・父子世帯をはじめ、低所得者、障がい者、高齢者世帯、中学校修了前児童を扶養している世帯などが審査により入居できる特定目的住宅があります。

★募集および申込時期については、「市政はこだて」等を通してお知らせします。

申込み・問合せ

■ 一般財団法人 函館市住宅都市施設公社

所在地 函館市花園町24番2号 電話 30-3122, 30-3123

4 子育て世帯への家賃補助

新たにまちなかの対象地区（西部地区および中央部地区の51町）に転入した中学校卒業前の子どもがいる子育て世帯に対し、家賃の一部を補助します。（上限1万5千円）

【世帯要件】

対象地区外に1年以上居住

対象地区内に転居した日の属する年度の翌々年度の4月20日までに申請

世帯所得が月額31万3千円以下

※ その他の要件はお問合せください。

申込み・問合せ

■ 函館市 都市建設部 住宅課 電話 21-3385

5 ひとり親家庭等日常生活支援事業

疾病等の理由により一時的に日常生活や子どもの保育に支障が生じている場合などに、その生活を支援する者（支援員）を派遣する事業です。

・生活援助 利用者の居宅において、利用者が在宅している際に食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、買い物等の支援を行います。

・子育て支援 支援員の居宅において、乳幼児の保育や小学6年生までの児童を預かります。

・支援の利用日数 月10日以内

・利用期間の上限 同じ支援理由で継続できる期間は年度内で最長6ヶ月以内

・利用時間 午前8時から午後6時（原則）

・生活援助 1回の利用は2時間以内（利用時間は1時間単位）です。

・子育て支援 1回の利用は基本4時間以内（利用時間は1時間単位）です。

・利用料金 1時間あたりの利用料金は下表のとおりです。

なお、利用世帯の区分は毎年7月に更新されます。（4月～6月は前年度の所得、7月～3月は今年度の所得で区分が決定されます。）

利用世帯の区分	利用料金（1時間あたり）	
	生活援助	子育て支援（児童1人の場合※）
・生活保護、市民税非課税世帯	無料	無料
・児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円
・上記以外の世帯	300円	150円

※子育て支援は、児童が2人以上の場合、2人目以降の児童については上記の表に掲げる額に0.5を乗じて得た額となります。（10円未満の端数は切り捨てとなります。）

申込み・問合せ

- 子ども未来部子育て支援課 電話 21-3267
(受託事業者)
 - ・生活援助 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会 電話 23-2274
株式会社ケア・スキル(ヘルパーステーション笑福) 電話 31-6165
 - ・子育て支援 チャイルド・サポート・あひる 電話 080-2875-4215

6 ひとり親家庭等子どものための学習支援事業

学習支援員等が、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等の子どもに対し、学習習慣と基本的な生活習慣の習得支援を行うとともに、ひとり親等（保護者等）に対しては、生活に関する悩み相談や助言、指導等を行い、生活の向上を図ります。

問合せ

- 子ども未来部子育て支援課 電話 21-3905

7 養育費確保支援補助

離婚により、養育費の取り決め（公正証書や調停調書など）をした方や、民間の保証会社と養育費の保証契約を締結した方に対し、費用の一部を補助します。

・公正証書等作成費用の補助

公正証書（強制執行認諾約款付き）、調停調書、審判書、判決書、和解調書等により養育費の取り決めをしている方に対して、取り決めにかかった費用の一部を、3万円を上限に補助します。

債務名義を取得した日から1年以内に申請してください。

・養育費保証契約の保証料の補助

民間の保証会社と養育費の保証契約（養育費不払時の立替払い）を締結された方に対し、契約時に支払った初回保証料の一部を、5万円を上限に補助します。

養育費保証契約を締結した日から1年以内に申請してください。

申請・問合せ

- 子ども未来部子育て支援課 電話 21-3905